

# 看護のための認知行動療法研究会

## 会 則

## 第1章 総則

### 第1条：（名称）

本会は「看護のための認知行動療法研究会」と称する。

## 第2章 目的及び活動

### 第2条：（目的）

ナースに認知行動療法の知識・技術を広め、認知行動療法を多くの人々に提供するための活動を行うことを目的とする。

### 第3条：（活動）

- ①ナースを対象とする認知行動療法に関する研修会の開催
- ②ナースの認知行動療法の実践に関する相談・支援
- ③ナースへの認知行動療法の普及活動
- ④ナースのための認知行動療法の教育体制の構築
- ⑤人々への認知行動療法の提供活動
- ⑥ナースが実施する認知行動療法のエビデンスの集積と活用

## 第3章 メンバー

### 第4条：（メンバー）

本会のメンバーは、看護師、保健師、助産師等の看護業務に携わっている方とする。

### 第5条：（入会）

メンバーとして入会を希望するものは、入会申込書を事務局へ提出し、役員会の承認を経て入会となる。

### 第6条：（退会）

- ①退会を希望するメンバーは、書面による申し出により退会となる。退会日は事務局にて書面を受理した日とする。
- ②メンバーが本会の名誉を害する行為をした場合、役員会の議を経て、当該メンバーを強制退会とする。

第7条：（会計・会費）

本会の会計は、事務局が行なう。

- ①本会の経費は、研修会等の収入を持って充てる。
- ②本会の会計年度は4月に始まり、翌年3月に終わる。
- ③会計報告は、年1回行なう。

第4章 役員

第8条：（役員）

本会には次の役員を置く。

代表理事 1名

理事 若干名

監事 1名

第9条：（代表理事）

代表理事は、理事の中から互選する。

代表理事は、会務を統括し、本会を代表する。

代表理事は、理事会の議長となる。

第10条：（理事）

理事は、メンバーの中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

第11条：（事務局）

事務局は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

事務局は、本会の業務執行に関して、これを補佐する。

事務局は、本会の運営にあたり、金銭の徴収を管理する。

第12条：（監事）

監事は、メンバーの中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

監事は、事務局の行なう会計を監査し、理事会に報告する。

第13条：（役員任期）

本会の代表理事・理事の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 理事会及び研修会の開催

### 第15条：（理事会）

理事会は原則として代表理事が招集する。

理事会の議長は代表理事とする。

理事会は委任状を含め二分の一以上の出席で成立する。

理事会は本会の運営に関する事項について検討決議する。

### 第16条：（研修会）

ナースへの認知行動療法の普及、実践力の維持・向上、そして認知行動療法を多くの方に提供するために、研修会を開催する。

初心者を対象とする研修をフレッシュセミナー、認知行動療法の実践力を維持・向上するための研修をアドバンストセミナー研修と位置づけ、研修会を開催する。

### 第17条：（ワーキングチーム）

理事会は本会則の第2章を実施するにあたり、必要に応じて、メンバーの中からワーキングチームを置くことができる。

## 第6章 細則・会則変更

第18条：本会の会則を施行する為に必要とされる規約は、理事会の決議によって決定する。

第19条：本会会則の変更は、委任状を含めた役員三分の二以上の承認を得なければならない。

## 第7章 事務局・連絡先

第20条：事務局は筑波大学人間総合科学研究科内に置く。

事務局 連絡責任者 岡田 佳詠

〒305-8575 つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間総合科学研究科看護科学専攻

TEL 029-853-7866

FAX 029-853-7866